

＝「農業振興地域整備計画変更申請書」の作成に当たって＝

農業振興地域整備計画を変更する手続きをするには、「農業振興地域整備計画変更申請書〔様式1〕。以下「変更申請書」。」に必要事項の記入及び捺印し添付書類を整えた上で、受付期間に市農林課へ直接提出してください。
なお、変更の内容（用途変更、編入、除外）によって記載内容が異なりますのでご注意ください。

◇「用途区分の変更」申請をするための変更申請書の記載等に当たって

「農地（田・畑）」、「採草放牧地」、「混牧林地」、「農業用施設用地（農業用倉庫、牛舎、栽培施設等）」といった用途区分を変更（『農地』を『農業用施設用地』へ変更」「混牧林地」を『農地』へ変更）しようとするときの変更申請は、次に掲げる事項について留意して申請書を作成してください。

- 「4. 事業計画の概要」欄には、事業計画の内容を具体的に記入してください。
- 「5. 緊急性」欄には、現状での問題点を事業計画者側の立場で挙げ、希望する時期にまでに事業を着手しなければならぬ理由を記入してください。
- 「6. 規模の妥当性」欄には、事業計画地の面積が事業計画に見合った規模であること（例：事業所の面積や利用者の車両数等を示しながら、計画した事業が適正な規模であること）を記入してください。また、別途添付する土地利用計画図には、事業計画を明確にしてください。
- 「7. 付近の農地、農作物への被害防除対策の概要」欄には、事業計画の工期中、工事完了後の事業活動等により予想される被害（土砂等や汚泥水の流入、日照被害や光害等）を未然に防ぐ施策・施設整備等について記入してください。また、周囲の土止め等を含め、被害防除施設は別途添付する土地利用計画図にも記入してください。
- 「8. 事業計画地の取得方法・分筆時残地利用計画」欄には、事業計画地の取得方法として①から④までに該当する方法を○で囲んでください。また、事業計画によって分筆し残地が発生する場合は、その残地の利用計画について記載してください。なお、事業計画以外の目的で残地を利用することはできません。
- それぞれの項目の欄が不足する場合は、それらの行を追加して記入するか、別紙でとりまとめるか、などの対応をしてください（それらの様式が頁をまたぐことは差し支えありません）。

※「用途区分の変更」申請のための提出書類は、「農用地区域からの除外」申請と同様の書類が必要です。
（別紙「農業振興地域整備計画の変更申請のために必要な書類」を参照にしてください）